

指定植物の選定方針（案）

1. 経緯及び目的

国立・国定公園には、自然の風景地の保護と利用の2つの側面があり、その保護の面から、風致を維持するため公園区域内に特別地域が指定される。特別地域内においては、風致を維持するうえで支障となる可能性がある一定の行為については許可を受けなければしてはならないものとされており、これらの行為は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項に規定されている。同項の第11号では、「高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること」が、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければしてはならないものとして定められており、指定植物制度の根拠となっている。

指定植物制度は昭和32年の自然公園法制定時に創設され、同年に第一次の指定が、昭和40年に第二次の指定がなされたが、指定された植物の多くは高山植物であること、属指定も多く不必要な規制がかかる種があること、全国一律の指定であったことなどの問題があった。そのため、昭和51年から指定植物の改定に係る調査研究を実施するとともに、昭和54年には「指定植物改定検討会」を設置し、現行の選定方針（選定範囲、選定理由等）が策定され、これに基づき昭和55、56年に国立・国定公園ごとの指定がなされた。しかし、この指定以降、選定方針の改定は行われておらず、指定植物の見直しも、新規指定や分離独立等を行った一部の公園を除き行われていない。

さらに、平成21年6月の自然公園法の改正により、目的規定に「生物多様性の確保への寄与」が新たに加えられた。国立・国定公園は、従来から他の関係制度と密接に連携しつつ国土の自然環境を体系的に保全してきたが、国土の生物多様性保全の屋台骨として、さらに保全施策の拡充・強化を図っていくことが求められている。こうした状況の中で、指定植物制度にも、我が国全体の生物多様性を保全するために、より積極的な役割を担うことが期待されている。

これを踏まえ、平成25、26年度に指定植物選定方針等改定検討会を設置し、指定植物の選定方針を見直すための検討を行ったところである。本選定方針は、この検討の結果とりまとめられたものであり、この方針に定められた基準によって選定された植物が指定されることにより、風致の維持上重要な植物の保全の強化及び新たに自然公園法の目的に規定された生物多様性の確保に資することを目的とする。

2. 指定植物の選定範囲

指定植物の選定範囲は、原則として維管束植物とし、草本及び低木である種とする。

ただし、木本のうち高木、小高木である種及び維管束植物以外の分類群であっても、風致の維持上又は生物多様性の保全上重要であり、かつ、採取・損傷により風致の維持や生物多様性の保全に著しい影響を与えるおそれのある種については、各公園で必要に応じて選定の対象とする。

選定における分類単位は、原則として種、亜種又は変種とし、品種及び雑種は各公園において選定する必要がある場合に扱うこととする。

3. 指定植物選定基準

指定植物は、以下の①から⑧のいずれかの選定基準を満たし、風致の維持上又は生物多様性の保全上、その採取・損傷について規制する必要がある種*とする。

①分布の特殊性を有する種

- a 分布の範囲が当該国立公園、国定公園及びその周辺に限定されている種
- b 隔離分布を呈する種
- c 当該国立公園、国定公園が国内における分布の東西南北の限界（もしくはそれに近い地域）となっている種

②絶滅危惧種及び希少種

- a 環境省レッドリストの絶滅危惧種
絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN）、Ⅱ類（VU）の種
- b 地域的に特に個体数が少ない種

③希少な動物の生息に必要な種

希少な動物（高山蝶等）の生息域にあって、当該動物と密接な種間関係（食草等）にある種

④特殊な栄養摂取を行う種

- a 食虫植物
- b 腐生植物（菌従属栄養植物）
- c 寄生植物

*原則として種、亜種又は変種を含み、品種、雑種は選定する必要がある場合に含むものとする。「指定植物の選定範囲」参照。以下同

⑤特殊な条件の立地に生育する種

以下のいずれか又は複数を主要な生育地とする種

a 火山

スコリアを主とする崩壊斜面、溶岩地等の不安定な立地において、移動砂礫、降灰、噴出ガス、地熱、温泉などの複合された環境に耐性を持つ植物が生育する。

b 岩壁、岩隙地

岩隙に堆積したわずかな土壌と上方から流下する雨水に含まれる養分等により生育する。

c 特殊岩石地

石灰岩地、超塩基性岩地（かんらん岩地・蛇紋岩地等）は土壌層の発達が悪いため、母岩の含有成分による化学的条件の影響を受けやすく、生理・生態的に適応した植物が生育する。

d 崩壊性砂礫地

高山帯の荒原や雪崩による崩壊斜面等、風化した岩屑の多い不安定な立地に適応した植物が生育する。

e 雪崩斜面

融雪によって不安定で湿潤な環境となった雪崩斜面に、雪圧に抵抗力がある木本や高茎草本が生育する。

f 海岸断崖、砂丘

海からの強風、海水のしぶき、波浪等の影響を受けるため、発達した根系とクチクラ層で覆われ肥厚した茎葉をそなえた、耐塩・耐乾構造をもつ特殊な植物が生育する。

g 風衝地

風衝地は植物の蒸散作用に著しい影響を与えるため、蒸散を防ぐ巻き込んだ葉を持つ矮性常緑低木や低茎草本といった、乾燥と風圧に適応した形態をもつ植物が生育する。

h 風穴

一年を通し洞窟内から流出する冷気によって、高地性の植物が生育する。

i 雪田

多量の積雪が夏季遅くまで残る雪田地帯では、短い生育期間に適応した植物が生育する。比較的早く融雪する立地では乾燥に耐える矮性常緑低木、融雪後も湿潤な立地では低茎草本、極めて生育期間が限られ土壌が未発達な雪田底の砂礫地では蘚苔類やごく低茎の草本が特徴的に見られる。

j 高層湿原、中間湿原、湧水湿地

土壌は常に水によって飽和され、酸素の供給が少ないため、樹木の侵入は限られ、湿原に特有な草本植物が生育する。高層湿原や中間湿原は泥炭が発達し酸性土壌であり、周辺部からの無機塩類の流入が少なく貧養である。湧水湿地は不透水層の上を流れる湧水によって涵養され、貧養で粘土質又は砂礫質の土壌となる。それぞれに特有な植物が生育する。

k 池塘、流水縁

亜高山の高層湿原、中間湿原や、雪田周辺の凹地に形成される池塘は、雨水や湿原から浸出した水によって涵養され、酸性で低温・貧養な水質に特有な浮葉性の水草が生育する。一方、湿原の中を流れる川は低温であるが酸素と無機塩類に恵まれ、水中には流水に適応した沈水性の水草が、水辺には湿潤環境に適応した特徴的な植物が生育する。

l 塩沼地

泥湿地において、定期的な海水の干満を受ける場所に生育する植物は、海水の浸漬に耐えられる少数の塩生植物が生育する。

m 減水裸地（水位低下により一時的に生じる湿った裸地）

湖沼や河川等の水際で、水位が低下することにより季節的に裸地となる場所であり、減水期を待って発芽、開花する植物が見られる。

n 溪岸

河川周辺のうち、上流の狭い谷底や斜面では水流の影響が絶えず加わり、増水や転石があり、大雨で溪岸が崩れる、流されるなどの攪乱が起きる。溪岸は、過湿な環境となり、そのような環境を生育適地とする種々の蘚苔類、草本、低木が生育するほか、水流に適応し、特化した形態をもつ植物が見られる。

o 雲霧帯

小笠原諸島や南西諸島の一部の島ではほぼ常時雲や霧に覆われる場所が見られる。空中湿度が高いことから、蘚苔類やシダ、ランなどの着生植物が生育する。

p 樹幹、樹上

樹幹や枝などに着生する植物が生育する。

⑥季観を構成する特徴的な種

季節的な変化を見せる植物群落の構成種で特徴的な種

⑦園芸業者、薬種業者、マニア等の採取対象となる種

商品的価値がある種又は収集の対象となる種

⑧その他各公園の実情に応じて選定する種

選定基準①～⑦で選定されないが、学術的な観点や公園利用の観点、その他により各公園で特別に選定する必要がある場合に、本基準で選定する。

4. その他

指定植物は原則として公園単位で選定する。ただし、島嶼と本州等にまたがる公園において、特に詳細な区分けが必要であることが明らかな場合には、その区域のみを対象とした指定植物を選定する。